

## 1 暮らしを支える拠点地区の充実

### 施策の将来の目標像（目指す姿）

各拠点地区の役割に応じた機能が適正に配置され、様々な機能が集積される都市拠点※1を中心として、拠点間が相互に連携し合いながら、地域の生活・にぎわい・交流を支える拠点地区が形成されています。

### 現状と課題

#### 1 利便性の高い拠点地区の形成

少子高齢化が進展し、将来的な人口減少が想定される中で、持続的に生活利便性を確保するためには、各拠点地区における地域特性に応じたサービス（医療・福祉・子育て・教育・商業・公共交通等）の維持・充実が求められます。

#### 2 地域特性に応じた安全・安心で良好な都市環境の形成

自然条件や社会的な動向が異なる各拠点地区において、安全・安心に暮らせる良好な都市環境を形成するためには、人口規模等の地域特性に応じた適切な土地利用や機能再編が求められるとともに、災害等のリスクに応じたインフラの整備が求められます。

#### 3 良好な住環境の形成

人口減少や少子高齢化または宅地開発の拡散等によるスポンジ化※2やスプロール化※3を抑制し、良好な住環境を形成するためには、空き地や空き家等の既存ストックの適切な管理・更新が求められるとともに、宅地開発の適切なコントロールが求められます。

### 施策の数値目標

指標	現状値（H30年度）	目標値（R6年度）
居住誘導区域内人口密度	西条・八本松・志和・高屋 50.1人/ha 黒瀬 48.7人/ha 河内 16.2人/ha 安芸津 23.3人/ha *住民基本台帳	西条・八本松・志和・高屋 52.0人/ha 黒瀬 現状維持 河内 現状維持 安芸津 現状維持
空き家バンク登録件数	23件 *累計実績値	150件

※1 都市拠点：本市の中核を担う広域的な都市の核となる拠点。

※2 スポンジ化：都市の大きさが変わらないにもかかわらず人口が減少し、都市内に使われない空間が小さい穴があくように生じ、密度が下がっていくこと。

※3 スプロール化（現象）：十分な基盤整備がなされていない周辺地域に、無計画に住宅や各種施設が立地すること。

## 施策の方向性

### 1 利便性の高い拠点地区形成のための適切な土地利用等の誘導

- 人口動向や開発動向等の地域の特性に応じた土地利用規制の緩和・強化等
- 鉄道駅や各拠点地区周辺への居住と都市機能の誘導
- 公共施設の機能再編や低・未利用地、施設の有効利用の推進

### 2 安全・安心で良好な都市環境の整備

- 土地区画整理事業や地区計画等の市街地整備事業の推進
- 行政機能を中心とした施設の複合化や既存ストックの有効利用等による都市機能の再編
- 公園や緑地の整備又は市街地内農地の保全による緑化の推進
- 雨水排水対策をはじめとする防災機能を有する都市基盤の整備の推進

### 3 良好な住環境の形成

- 公共と民間の協働による良質な住宅や宅地の供給
- 空き地、空き家の適切な管理、更新に向けた啓発、指導、情報提供
- 市街化調整区域における開発許可制度の見直し

## 主な取組み

### ① 良好な市街地形成の推進

- 人口や開発の動向等を踏まえて、計画的に区域区分を見直します。
- 鉄道駅や各拠点地区周辺における市街地整備事業の実施とともに、必要に応じて市街地内農地の維持・保全を図るなど、良好な都市環境の整備を推進します。
- 地域センター等の行政機能を中心とした施設の複合化整備を推進します。
- 地域における生活サービスやコミュニティの維持・充実に向けて、公共施設等の行政サービスや生活機能の集約によるワンストップサービス<sup>※4</sup>の体制づくりを推進します。
- 市民の憩い・交流の場や災害時における安全・安心の場の確保に向けて、公園・広場等の公共空間の整備を推進します。
- 老朽化した施設や低・未利用地は、適正に更新又は有効利用を推進します。

### ② 住環境の整備・保全

- 空き家等を利活用したまちづくり事業を推進します。
- 住まいづくりに関する情報提供や相談体制の充実を図り、住宅関連事業者などと連携した総合的な情報発信を実施します。
- 空き家の適正管理の啓発・指導を推進するとともに、二世帯居住の促進等による定住対策と一体となった住宅の有効活用に取り組みます。
- 市営住宅の適切なストック管理を行います。
- 市街化調整区域における既存集落等の活性化を図るために、開発許可基準の見直しを検討します。

※4 ワンストップサービス：1つの場所で、異なる複数のサービスが受けられたり、多様な商品を購入できたりすること。

## 2 安全で円滑な生活交通の充実

### 施策の将来の目標像（目指す姿）

市民生活の利便性を高めるため、安全で円滑な移動が確保された地域公共交通体系が確立されているとともに、生活道路網が安定的に構築・整備され、適切な維持管理がなされています。

### 現状と課題

#### 1 生活交通ネットワークの充実

広範な市域を移動する主な交通手段は、約7割が自動車となっており、市民の移動を支える公共交通機関の利用者は減少傾向にあります。こうした中、過疎化のみならず、全学的な少子高齢化の進展も加わり、自動車を運転できない高齢者などの交通弱者の移動手段の確保が必要となっています。

現在、市民の移動課題を解消するため、地域のコミュニティ活動支援や福祉施策の展開による地域公共交通等の移動支援サービスを行っていますが、一部の利用に留まっています。

#### 2 生活に身近な道路交通網の構築

市内の道路交通網については、市街地内の交通混雑の緩和、生活に関わる身近な施設（公共施設、駅、病院、商業施設等）へのアクセス向上が求められています。

#### 3 道路環境の整備

生活に身近な道路交通網を構築する都市計画道路や幹線となる市道では、歩行空間が十分に整備されていない箇所があります。また、生活道路における緊急自動車等の安全な通行確保や道路安全施設、道路照明及び橋梁について、不具合が生じないよう適切に管理していく必要があります。

### 施策の数値目標

指標	現状値（H29年度）	目標値（R6年度）
公共交通空白地域外の人口比率	82.7% *市集計値	85.0%
市道の整備率	57.8% *道路施設現況調査	58.5%

## 施策の方向性

### 1 生活交通ネットワークの充実

- 公共交通空白地域の解消に向けた取組み
- モビリティ・マネジメント※1の推進

### 2 道路交通網の整備促進

- 生活に身近な道路交通網の整備促進

### 3 道路環境の整備推進

- 定期的な点検、予防的な補修、修繕の推進
- 安全・安心な移動空間の形成

## 主な取組み

### ① 生活交通ネットワークの充実

- バス、タクシー、生活航路をはじめ、公共交通空白地有償運送や福祉有償運送など、多様な移動手段を組み合わせ、地域特性に沿った交通施策を展開することにより、公共交通空白地域の解消と利便性向上に努めます。
- 健康面、環境面、安全面、コスト※2面等の視点を踏まえ、公共交通の必要性、重要性を市民とともに共有し、「地域で守り、支える」モビリティ・マネジメントの充実強化を図ります。

### ② 市道、街路、国県道の整備・保全

#### 【道路交通網の整備促進】

- 地域の生活に必要な、国道、県道の整備を促進します。
- 地域の実情に合わせた都市計画道路や幹線となる市道については、より効果的かつ効率的に道路交通網の整備を推進します。

#### 【道路環境の整備推進】

- 地域内の生活道路について、緊急自動車等の通行確保や、離合困難箇所の解消等により、通行の安全性、利便性の向上を図ります。
- 既設道路の橋梁やトンネル等の構造物について、定期的な点検を行い、予防的な補修・修繕を計画的に行います。
- 歩道や自転車道を含め、道路の移動円滑化のため、バリアフリー化等、安全・安心な移動空間の形成を推進します。

※1 モビリティ・マネジメント：過度な自動車利用から、公共交通・自転車を適切に利用する方向に自発的に変化を促す、コミュニケーションを中心とした交通施策。

※2 コスト：物やサービスなどを生産するのにかかる費用。原価。

## 3 快適な生活環境の形成

### 施策の将来の目標像（目指す姿）

一般廃棄物の減量化と資源化推進等により循環型社会が構築されるとともに、市民の生活に不可欠な安全な水の提供や、公共用水域の水質保全による安全で快適な生活基盤・環境が整っています。

### 現状と課題

#### 1 循環型社会への対応の遅れ

東広島市においては、市民一人1日当たりのごみ排出量は全国平均を上回っている状況であり、循環型社会の構築を図るためには、一般廃棄物を適正かつ効率的に処理する必要があります。また、二酸化炭素の排出抑制と限りある資源を守るため、地域が一体となった一般廃棄物の減量化と資源化の取組みが必要です。

#### 2 上水道施設の維持管理、持続可能性の確保

良質な水の安定的な供給のため、水道施設の耐震性の不足や老朽化への適切な対応が求められています。また、人員の不足や技術の継承も大きな課題となっています。

また、危機管理の観点から、県用水も含め、水源の多系統化や管網の強化など、バックアップ機能の強化を図るとともに、適切な料金体系と料金水準の検討を行い、安定した水道事業経営を持続する必要があります。

#### 3 公共用水域の水質保全

本市の下水道整備の進捗は、他市に比べ遅れている状況です（平成30（2018）年度末人口普及率47.2%）。下水道未普及地域（市街化区域及び用途地域内）の整備には多額の事業費と相当の時間を要します。また、下水道施設の老朽化に伴う施設の更新も必要です。このため計画的に整備を進め、市域の汚水を適正に処理し、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図る必要があります。

併せて、下水道事業計画区域以外では、合併浄化槽の設置・転換を図るとともに、適切な維持管理の必要性についても啓発していく必要があります。

### 施策の数値目標

指標	現状値（H30年度）	目標値（R6年度）
市民一人1日当たりのごみ排出量	986g *清掃事業概要	850g
汚水処理人口普及率	86.1% *市集計値	91.9%

## 施策の方向性

### 1 循環型社会への対応

- 市民の意識啓発の推進
- 環境負荷の低減に向けた取組みの推進

### 2 上水道施設の維持管理、持続可能性の確保に向けた対応

- 水道施設の適切な維持管理と計画的な施設更新
- 料金体系と料金水準の検討

### 3 公共用水域の水質保全への対応

- 下水道事業の推進
- 下水道施設の適切な維持管理と効率的な施設更新及び耐震化
- 合併浄化槽の普及促進

## 主な取組み

### ① 循環型社会の構築

- 3R活動※1を推進し、高効率発電によるごみのエネルギー化を進めるとともに、最終処分場が不要なごみ処理システムを導入することにより、循環型社会の構築を促進します。
- 東広島市、竹原市及び大崎上島町の2市1町で設置した広島中央環境衛生組合の運営に係る経費を負担し、処理施設の維持管理を共同で行うとともに、適正かつ効率的な一般廃棄物の処理を推進します。
- 一般廃棄物の適正かつ計画的な収集運搬を行うとともに、減量化と資源化を図るための各種施策を講じます。

### ② 水の安定供給

- 計画に基づき、老朽化した施設を更新（耐震化）するとともに、浄水場等の施設を適切に維持管理し、不具合の早期発見、修繕を行います。
- 水源の多系統化や管網の強化等、バックアップ機能の強化を図るとともに、県用水のバックアップ機能の強化に向け、広島県と連携を図ります。
- 財政見通しの検証に基づく、適切な料金体系の検討と債権管理を行います。また、組織体制の強化及び経営の合理化を図るため、民間活力の導入を推進します。
- 将来にわたって安全・安心な水を適切な料金で安定供給できる水道システムを構築する取組みとして、水道事業の広域連携について検討します。

### ③ 公共用水域の水質保全

- 東広島市汚水適正処理構想及び下水道未普及解消整備計画に基づき、計画的に下水道整備を推進することにより、健全な都市基盤を構築し、普及率の向上を図ります。
- 下水道施設の適切な維持管理とストックマネジメント計画※2に基づく施設更新及び耐震化を進めるとともに、施設の統廃合を図ることにより、効率的に事業を継続します。
- 下水道事業計画区域以外では、合併浄化槽の普及を促進し、適正に維持管理を行うことにより、公共用水域の水質を改善します。

※1 3R活動：ごみの発生を減らすリデュース、繰返し使うリユース、再生利用するリサイクルを推進する活動。

※2 ストックマネジメント計画：下水道施設全体の中長期的な施設の状態を予測しながら、リスク評価等により優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を効率的・計画的に実施することを目的に施設管理を最適化した計画。

## 4 豊かな自然環境の保全

### 施策の将来の目標像（目指す姿）

地域の自然環境の持つ価値や機能が十分に認識され、豊かな自然環境を維持・保全することで、市民の健康で快適な暮らしが維持され、自然と調和した潤いのある社会が形成されています。

### 現状と課題

#### 1 市民の環境意識の低下への懸念

環境問題に対する市民の関心は、近年の周辺環境や生活形態の変化などに伴い、年々高まっています。一方で、自然と親しむ機会の減少により、市民の環境保全活動への関心の低下が懸念されています。

#### 2 環境汚染の未然防止

東広島市においては、近年、目立った環境の悪化は見られていませんが、市内では急速な市街化の進展や産業団地の整備が進んでいます。そのため、市民の生活環境が保全されるよう、市内の公共用水域の水質、大気環境や騒音等を継続的に監視及び測定し、工場、事業場等からの環境汚染を未然に防止する必要があります。

#### 3 市民生活の衛生水準の向上

市民の生活環境を保全するため、旅館、公衆浴場、クリーニング、理・美容所など多数の市民が利用する施設の衛生水準の向上に努める必要があります。また、高齢化の進行とともに、利用の増加が想定される火葬場や墓地の適切な管理運営が求められます。

犬・猫に関する相談件数は県内でも多い状況であり、犬・猫の適正な飼養と、飼い主のマナー向上が課題です。

### 施策の数値目標

指標	現状値（H30年度）	目標値（R6年度）
「良好な水辺環境などの水資源があるまち」として満足している市民の割合	25% *市民アンケート	60%
「空気のきれいさ」に対して満足している市民の割合	70% *市民アンケート	90%

## 施策の方向性

### 1 市民の環境意識の向上のための対応

- 生物多様性の確保
- 良好な生活環境の保全に関する市民意識の啓発

### 2 環境汚染の未然防止に向けた対応

- データの収集、分析等の環境調査体制の充実
- 継続的・計画的な環境保全対策の推進

### 3 市民生活の衛生水準の向上のための対応

- 生活衛生関係営業施設への効率的・効果的な監視指導
- 斎場・墓園等の適切な管理運営
- 犬・猫の適正な飼養の促進

## 主な取組み

### ① 豊かな自然環境の保全

#### 【市民の環境意識の向上】

- 良好な生活環境を保全し、生物多様性を維持していくため、環境教育の機会や情報の提供により、環境保全意識の向上を図ります。
- 本市の環境の現状と対策をまとめた「東広島市の環境」等を作成し、ホームページに掲載するとともに、市内の学校及び図書館等に配布します。また、市内の小学生を対象とした特別講座や一般向けの出前講座を通じて、環境学習の充実を図ります。
- 市内の環境活動等に携わる各種団体との連携・協働を強化し、地域に密着した活動の充実を図ります。

#### 【環境汚染の未然防止】

- 地域環境の維持・向上を図るため、大気・水質・騒音などの各種データの収集、分析等の環境調査体制を充実させるとともに、地域の実情に応じた監視体制の強化を図ることによって現状を的確に把握し、継続的・計画的な環境保全対策を実施します。

#### 【市民生活の衛生水準の向上】

- 生活衛生関係営業等の許可事務、届出受付事務及び監視指導等を通じて、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ります。
- 斎場・墓園等の適切な管理運営を行うことにより、市民が火葬、葬儀を行うための利便性及び公衆衛生の向上を図ります。
- 狂犬病予防法に基づく犬の登録等や犬・猫の飼い主に対するマナー向上のための啓発活動など犬・猫の適正な飼養を促進します。



## 5 市民協働のまちづくりによる地域力の向上

### 施策の将来の目標像（目指す姿）

共通の目的の実現や地域課題の解決のため、コミュニティ活動や地域の特性を踏まえた取組みが活発に展開され、多様な市民・団体等が相互に連携・協力しながら活動、活躍することにより、地域の持つ力が向上しています。

### 現状と課題

#### 1 持続可能なまちづくり体制の確立

近年、地域社会において、支え合いや助け合いが薄れてきており、地域コミュニティの希薄化が進んでいます。合わせて、行政主体の取組みだけでは多様化する市民ニーズに対応できない場合もあります。

東広島市では、市内各小学校区（一部旧小学校区）において、地域のまちづくりを担う団体である住民自治協議会が設立され、市民と行政との協働により、それぞれの地域の特性に応じて、地域の課題解決や魅力創造などの活性化に向けた取組みが進んでいます。

しかしながら、まちづくりの多様な担い手の活動を維持し、発展を図っていくためには、地域活動を実践していくための人材やノウハウの蓄積、活動に対する市民の関心を更に高めていくことが必要です。また、地域の交流を促進するためには、交流機会の創出や、地域コミュニティの活動拠点などの環境づくりも必要となってきます。

こうしたことから、市民協働のまちづくりについての意識啓発や、まちづくりの担い手となる地域人材の育成等により、多様な市民・団体の活動を持続可能なものにしていく取組みが求められるとともに、コミュニティ活動を行う環境を整え、地域のコミュニティやNPO・ボランティア団体等の各種団体が相互に連携・協力しながら、まちづくり活動の更なる発展を図るための具体的な施策に取り組んでいく必要があります。

### 施策の数値目標

指標	現状値（H30年度）	目標値（R6年度）
地域コミュニティ活動への参加率	67% *市民満足度調査	75%

## 施策の方向性

### 1 持続可能なまちづくり体制の確立に向けた対応

- 地域特性を生かしたまちづくりの推進
- 協働の担い手となる各種団体の支援
- 情報共有と連携の促進

## 主な取組み

### ① 市民協働のまちづくりによる地域力の向上

#### 【地域特性を生かしたまちづくりの推進】

- 地域特性や各々の状況に応じ、各住民自治協議会の基本方針や将来像をまとめた「まちづくり計画」の改定支援や、地域が抱える課題をビジネスの手法によって解決する「コミュニティビジネス」の創業を支援するなど、持続可能なまちづくり体制の確立を推進します。
- 住民自治の推進に向け、地域づくりリーダーの養成のための研修機会等の充実を図るとともに、次代のまちづくりを担う地域人材の育成に取り組みます。
- 地域の状況に応じた活動拠点施設の充実に取り組みます。

#### 【協働の担い手となる各種団体の支援】

- 地域活動団体による住民自治協議会等のサポート、連携促進を図ります。
- 持続可能な活動を支援するため、住民自治協議会の運営や取組みについて、意見や考えを伺いサポートする仕組みを整えます。
- NPO・ボランティア団体等の活動に対する継続的な支援を行います。
- 地域活動の財源確保のため、ふるさと寄附金の活用を図ります。

#### 【情報共有と連携の促進】

- 地域情報や地域活動の発信、学生や外国人市民、受入れ住民等の交流の場を設け、地域でのつながりや愛着を持つきっかけづくりを推進し、地域活動の担い手としての意識向上を促進します。

## 6 多文化共生と国際化の推進

### 施策の将来の目標像（目指す姿）

言語や文化の違いにかかわらず、外国人を含む全ての市民が、相互理解のもと、個性と能力を活かし、地域で共に活躍できる多文化共生の社会が実現しています。

### 現状と課題

#### 1 外国人市民の生活環境の充実

複数の大学や、製造業を中心とする多くの企業の立地等により、東広島市には7,500人以上の外国人市民が暮らしており、国籍・地域、在留資格も多様となっています。

今後も留学生や技能実習生等の増加が見込まれており、こうした多様化する外国人市民の生活環境を充実させていく必要があります。

#### 2 異文化理解の促進

多様な言語や文化的背景を持つ市民が共に暮らし、往来する本市では、言語や文化・生活習慣の違いがあることを認識し、互いに歩み寄ることが必要です。

このため、JICA 中国※1 やひろしま国際センター※2 があり、国際協力・国際交流等の活動拠点である「ひろしま国際プラザ」が立地する本市の特長を活かし、交流機会の充実を図ることにより、国際的な感性を磨き、異文化の相互理解を促進する必要があります。

#### 3 国際化推進体制の充実

本市では、「東広島市国際化推進協議会」をはじめ、様々な国際関係団体や個人が活動しています。多文化共生のまちづくりや国際化の推進に関わる活動をより活性化させるため、こうした様々な団体や個人のつながりを一層深め、共に活動する機会を増やすとともに、その活動拠点の整備を検討するなど、国際化推進体制を充実していく必要があります。

### 施策の数値目標

指標	現状値（R1 年度）	目標値（R6 年度）
「東広島市での暮らし」に満足している外国人市民の割合	84.7% * 市民アンケート	90.0%

※1 JICA 中国：JICA は Japan International Cooperation Agency の略。独立行政法人国際協力機構中国センター。  
 ※2 ひろしま国際センター：公益財団法人ひろしま国際センター（HIC）。

## 施策の方向性

### 1 外国人市民の生活環境の充実

- 安心して暮らせる環境の充実
- 共に活躍できる環境づくり
- 多文化共生に向けた仕組みづくり

### 2 異文化理解の促進

- 国際交流の促進
- 国際理解の促進

### 3 国際化推進体制の充実

- 推進組織の活性化や関係団体等の連携促進
- 活動拠点の充実や整備を検討

## 主な取組み

### ① 言語・文化等の違いによらない円滑な暮らしの実現

- 多文化共生コーディネーターを配置し、体系的に施策を実施します。
- 外国人相談窓口であるコミュニケーションコーナーでの多言語による相談体制の充実を図ります。
- 新規転入時の生活オリエンテーションや各種行政情報・防災情報等の多言語化等により、情報提供の充実を図ります。
- 多様なニーズに対応した日本語教室等の開催により、児童生徒を含めた外国人市民に対する日本語学習の支援を行います。
- 外国人にも分かりやすい「やさしい日本語」の地域への普及や外国人市民への地域組織・活動の紹介を通して、外国人市民が地域社会に参画しやすい環境づくりを行います。
- 外国人を含む市民へのアンケートなど、市民意見を施策に反映する仕組みづくりを行います。
- 多言語によるサイン等の充実により、外国人市民や外国人観光客等の滞在環境の利便性を向上させます。

### ② 国際交流と相互理解の促進

#### 【異文化理解の促進】

- 友好都市・親善都市等との都市間交流のほか、地域に暮らす日本人・外国人市民の交流機会を創出し、国際感覚の醸成を図るとともに、異文化理解を促進します。

#### 【国際化推進体制の充実】

- 東広島市国際化推進協議会等と連携し、国際交流活動を支える登録ボランティア制度を運用し、研修等を通じた人材育成を行います。
- 国際関係団体や個人を対象としたワークショップ等を通して相互のつながりを深め、国際化を推進する組織の活性化を図るとともに、活動拠点の充実・整備を検討します。